

北方四島住民支援に関する調査結果報告書

平成14年3月4日

目次

| | |
|------------------------------|----|
| 1. 総括 | 1 |
| 2. 調査の概要 | 2 |
| (1) 関係書類の精査 | 2 |
| (2) 聞き取り調査 | 2 |
| (3) 調査の対象 | 3 |
| 3. 調査の結果 | 3 |
| (1) 案件の選定 | 3 |
| (2) 入札参加資格等 | 3 |
| (イ) 国後島緊急避難所兼宿泊施設建設工事 | 3 |
| (ロ) 国後島棧橋改修工事 | 7 |
| (ハ) 自航式艇「希望丸」、「友好丸」建造工事 | 9 |
| (ニ) ディーゼル発電設備（択捉島、色丹島、国後島）設置 | 10 |
| (ホ) 燃料支援 | 11 |
| (3) 支払い | 11 |
| 4. おわりに | 12 |
| 別添1) | 13 |
| 別添2) | 16 |
| 別添3) | 19 |
| 別添4) | 21 |
| 別添5) | 22 |
| 別添6) | 27 |
| 別紙 | 30 |

外務省参与（監察査察担当）

園部逸夫（元最高裁判所判事）

1. 総括

小職は、監察査察担当外務省参与として、川口外務大臣の指示により、以下のとおり、「国後島緊急避難所兼宿泊施設建設工事」及びその他の北方四島住民支援に係る案件について調査を行った。この調査はあくまでも外務省参与による任意の調査であり、強制力を有する警察・検察の捜査とは異なり、また与えられた期間も限られたものであったが、小職は、外務省において本件を主管する外務省欧州局ロシア支援室の保管する記録文書を中心に関係書類を精査するとともに、外務省及び本件を実施するに際し具体的な事務の執行を担当する支援委員会事務局を始めとする関係者からの聞き取り調査を行った。

調査の結果、国会で明らかにされている「国後島緊急避難所兼宿泊施設建設工事」に加え、今回「国後島棧橋改修工事」について、入札参加資格の決定過程において、鈴木宗男衆議院議員と外務省関係部局との間で、細部にわたるやりとりが行われていたことが明らかになった。これは社会通念に照らしてあってはならない異例なことと言わざるを得ない。

更に、小職が本調査を進めていく中で印象付けられたことは、北方四島住民支援について鈴木議員の意向が突出した形で重視されるに至っており、同議員による直接的な働きかけがあった場合に加えて、外務省側が日頃の接触等を通じ同議員の意向を推し量り、それを無視し得ないものと受け止めて、これを実現する方向に動かざるをえない雰囲気省内に存在していた点である。外務省という行政組織と立法府の一員たる同議員との間で、このような関係が当然視されてきたことは異常である。また、同議員が強い関心を有するロシアに関係する外務省職員を中心として、同議員との関係をめぐり、省員相互に根強い不信感が存在していることも感じられた。更に、同議員の意を受けて行動することに躊躇を覚える担当者等が上司に相談した際、上司は適切な助言・指示を行うことなく、中には同議員の意に添うよう指

示した例も見られた。このような意味において、本意であるとないとにかかわらず、こうした風土の形成に関与してきた当時の幹部職員の責任は極めて重い。

2. 調査の概要

本件調査は、強制力を有する警察・検察の捜査とは異なり、あくまでも外務省参与による任意の調査である。また、調査期間は10日間と限られていた。しかし、その範囲で、小職としては可能な限りの調査を行った。

(1) 関係書類の精査

外務省欧州局ロシア支援室が保管している関係書類を精査するとともに、支援委員会事務局が保管している関係書類についても、必要に応じて精査した（支援委員会については別紙参照）。

なお、本年2月20日の衆議院予算委員会質問資料「国後島緊急避難所兼宿泊施設（メモ）」（別添1）は存在することが確認された。また、同資料「平成11年度北方四島住民支援（集会所兼宿泊施設の設置）設計・施工監理業者（コンサルタント）及び施工業者の選定について」（別添2）については、浄書済みのもの（一部手書き部分を除く。）が存在することが確認された。更に、本年2月22日の衆議院予算委員会質問資料「国後島緊急避難所兼宿泊施設建設工事に係る日本工営との面談メモ（その5）」（別添3）及び「国後島緊急避難所建設関連業務に係るお詫び」（別添4）は、その写しの存在が確認された。

(2) 聞き取り調査

外務省欧亜局（現在の欧州局）の関係者（歴代の局長、審議官、課・室長、首席事務官、担当官）等に加えて、歴代支援委員会事務局長を始めとする支援委員会事務局関係者や特に問題となっている「国後島緊急避難所兼宿泊施設建設工事」に関係した業者の責任者などからも聞き取り調査を行い、一部については数度にわたり意見を聴取した。また、本件に関連した外務省職員の一部については、書面の提出を求めた。聞き取りや書面による聴取対象者は、合計41人であった。

なお、鈴木議員及びその関係者については、この調査が、行政機関たる外務省が

如何なる対応をとってきたかについての事実関係を中心として行ったものであることから、聞き取り調査の対象には含めなかった。

(3) 調査の対象

調査の主な対象は「国後島緊急避難所兼宿泊施設建設工事」であるが、下記の北方四島住民支援に係る案件についても調査に含めた。

3. 調査の結果

鈴木議員は、平成9年9月、北海道・沖縄開発庁長官に就任したが、今回の調査によれば、同年末から、同議員が北方四島住民支援への関与の度合いを深めていたことが見てとれた。また、北方四島住民支援案件の入札参加資格の決定過程にまで深く関与した事例として「国後島緊急避難所兼宿泊施設建設工事」及び「国後島棧橋改修工事」が確認された。これらの事例においては、欧亜局関係者は、入札参加資格を決定する前に同議員の意向を確認していた。

(1) 案件の選定

北方四島住民支援に関する具体的な案件の選定は、四島側の要請に基づいて行われるものであり、四島側より明示的な文書による要請がある場合、或いは、現地調査団が四島側と意見交換している過程で選定される場合等、様々なケースがみられる。調査対象案件について、今回の調査の範囲では、鈴木議員の意向のみにより選定されたものは確認されなかった。

(2) 入札参加資格等

(イ) 国後島緊急避難所兼宿泊施設建設工事

a コンサルタント選定経過

支援委員会事務局は、平成11年3月18日、プロポーザル方式で日本工営株式会社をコンサルタント選定に係る第1契約交渉順位者に決定、同月23日、同社にその旨通知し、同年4月9日、同社と支援委員会事務局との間でコンサルタント契約が締結された。コンサルタント選定について、今回の調査の範囲では、鈴木議

員（当時内閣官房副長官）の関与は確認されなかった。

b 日揮株式会社参入の経緯

日本工営は、地元業者では本施設の施工が困難であると考え、正確な時期は特定できないものの、本案件の入札公告前に、日揮に対し、本施設施工への協力を依頼し、その承諾を得た。この間の経緯について、今回の調査の範囲では、鈴木議員の関与は確認されなかった。

c 入札参加資格決定の経緯

鈴木議員は、従前から、本案件について欧亜局関係者に対し、地元企業を使うことが重要であると指摘していた。

「国後島緊急避難所兼宿泊施設（メモ）」（本年2月20日の衆議院予算委員会の質問資料）（別添1）記載のとおり、平成11年5月27日、欧亜局関係者は鈴木議員を往訪し、本施設の入札公示の内容に関し、入札参加資格を「北海道に本社を有する者」に限る点は既定路線であるが、入札に参加できる会社の規模をどこまでとするか、中小企業者への配慮をどうするかで頭を痛めていると述べた。

同欧亜局関係者の発言に対し、同議員は、北海道内ではなく根室管内に本社を有する者に入札参加資格を改めるよう求めた。

これを受けて同欧亜局関係者が調査した結果、根室管内に本社を有するBランク以上の会社は1社しかないことが判明するとともに、旧島民が多数居住しているとの理由のみで北海道内の新聞に掲載する入札公示書の入札参加資格を「根室管内」に限定することはできないとの支援委員会事務局の意見が示された。このため、同欧亜局関係者は、支援委員会事務局とも協議した上で、北海道内に本社を有する者であって、気象条件が国後島に近似する根室管内において、類似施設建設工事の施工実績を十分に有する者であること、中小企業者の受注機会の拡大に配慮し、中小企業者については、3者以内による特定建設工事共同体（JV）の結成を認めることなどを入札参加資格案として同議員に説明し、同議員は、これを了承した。

これを受けて、支援委員会事務局は、本案件の入札参加資格を上記入札参加資格案と同内容にした。

上記のとおり、鈴木議員は、本案件の入札参加資格決定に深く関与していた。

一国会議員（当時内閣官房副長官）が自己の影響力を行使して、その変更を求める等細部にわたり、入札参加資格決定過程における関与が行われたことは異常であり、社会通念上あってはならないことである。また、同欧亜局関係者が入札参加資格決定過程において同議員の意向に配慮しすぎたことは問題である。

なお、一連の経過について、同欧亜局関係者は、同議員とのやりとりをその都度上司に報告していた。

ちなみに、入札参加資格の当初案においては、入札参加資格は、最新の経営事項審査における「建築」の総合評定が単体又はJVのいずれの場合においても1200点以上であることとされていたのに対し、入札公告においては、入札参加資格は、同900点以上とされているところ、このように入札参加資格における総合評定の要件が変更された理由については、今回の調査の範囲では明らかにならなかった。（ちなみに本案件を受注した渡辺建設工業株式会社、株式会社犬飼工務店の総合評定は、それぞれ916点、906点であった。）。

d 鈴木議員事務所で関係者が面談した際の状況

平成11年6月3日ころの午前中、日揮の社員2名、日本工営の社員1名が釧路市所在の鈴木議員事務所に宮野秘書を訪ね、同人に本案件の概要を説明して地元業者の紹介を依頼したこと、同日午後、鈴木事務所において、日揮の社員2名、渡辺建設社長、犬飼工務店社長が一堂に会したこと、日揮の社員が渡辺建設社長及び犬飼工務店社長に対し、本案件の内容を説明し、本案件を手伝いたいという話をしたこと、渡辺建設社長が既に本案件が発注されることを把握し、本案件受注に関心を有していたことは確認できた。これに対し、鈴木事務所において一堂に会した際に日本工営の社員がいたか否かについては、日本工営及び日揮がこれを否定しているのに対し、渡辺建設社長は自分が鈴木事務所に行った際には日本工営の社員がいたが、犬飼工務店社長が自分の後にやって来たときにはいたかどうか分からない旨述べ、犬飼工務店社長は、日本工営の社員はいなかったと思う旨述べるもののその記憶はあいまいであり、関係者の説明が一致しないことから、上記の点について確認することができなかった。また、この間の経緯について、今回の調査の範囲では、鈴木議員の関与は確認されなかった。

e 受注に至る経緯

平成11年6月12日、13日の新聞紙上に本案件の入札公告が掲載された。同月16日、渡辺建設及び犬飼工務店は、他の4社（うち1社は入札参加資格を有しておらず、オブザーバーとして参加した。）と共に入札説明会に参加した。渡辺建設及び犬飼工務店は、JVを組み、日揮を下請けにして本案件の入札に参加することとした。その後、入札参加資格を有する他の3社のうち、2社は自社の施工実績が不足であるとして参加を辞退し、他の1社は同月24日の入札参加資格審査書類の提出期限までに同書類を提出せず、同提出期限までに同書類を提出したのは渡辺建設と犬飼工務店のJVのみであったため、同JVのみが入札参加資格を有することとなった。同年7月7日の入札日には同JVのみによる入札が行われたが、3回にわたって行われた入札で同JVが落札できなかったことから、支援委員会事務局契約事務取扱細則第13条に基づき、随意契約のに移行した。同月14日、支援委員会と同JVは、入札予定金額と同金額で随意契約を締結しているが、その経緯について、今回の調査の範囲では明らかにならなかった。また、本案件受注に至る経緯について、今回の調査の範囲では、鈴木議員の関与は確認されなかった。

f 支援委員会事務局が本案件について調査するに至った経緯

鈴木議員は、平成11年10月24日、欧亜局幹部らと共に、国後島で行われた本施設の竣工式典に出席した。その際、一部工事が続行中であったが、同工事に従事している作業員の中に地元の者はほとんどいなかった。同議員は、国後島からの帰途の船内において、同行していた欧亜局幹部らに対し、地元の作業員がほとんどいなかったことについて激怒し、同行していた渡辺建設社長や犬飼工務店社長から事情を聴取するとともに、欧亜局関係者に対し、自分のところに支援委員会事務局職員を来させるよう指示した。同議員は、同指示に従って同議員を往訪した支援委員会事務局職員及び同行した欧亜局関係者を怒鳴りつけながら、事実関係を徹底的に調べるよう命じた。このため、支援委員会事務局は、同年10月下旬から11月上旬にかけて、少なくとも7回にわたり、日本工営や日揮から事情聴取するなどの調査を行った。同調査には、オブザーバーとして欧亜局関係者も同席した。その結果、入札公告前に日本工営が日揮に本案件に対する協力を要請していたこと、前記dのとおり同年6月3日ころに鈴木事務所で関係者が接触していたことが判明し

た。

上記調査では日本工営が如何なる情報を漏洩したかを確認することはできなかったが、コンサルタント会社である日本工営が入札公告前に業者と接触したことには問題があることから、支援委員会事務局は、同社に対し、詫び状を提出するよう要請し、同社は、「国後島緊急避難所建設関連業務に係るお詫び」（本年2月22日の衆議院予算委員会質問資料）（別添4）を提出した。その後、支援委員会事務局は、同社を指名対象から除外した。

一連の経過について、上記調査にオブザーバーとして同席した欧亜局関係者は、その都度上司に報告していた。

なお、上記のとおり、欧亜局関係者及び支援委員会事務局は、コンサルタント会社である日本工営が入札公告前に業者と接触していたことは確認したが、如何なる情報を漏洩したかを確認することができなかったことから、告発等の刑事手続をとらなかった。

（ロ）国後島棧橋改修工事

a コンサルタント選定経過

支援委員会事務局は、平成9年5月19日、同年8月20日及び平成10年3月10日の3回にわたり、社団法人寒地港湾技術研究センターと本案件のコンサルタント契約を締結した。寒地港湾センターは日本工営と下請け契約を締結した。この間の経緯について、今回の調査の範囲では、鈴木議員の関与は確認されなかった。

b 入札参加資格決定の経緯

（i）平成9年12月11日、欧亜局関係者及び支援委員会事務局職員が、同月15日に行われる予定の国後島住民向け自航式艇「希望丸」の進水式の日程を説明するため、鈴木議員（当時北海道・沖縄開発庁長官）を往訪した際、同議員は、同進水式の直前まで説明がなかったことに関し、「外務省は誠意がないよな。」などと述べたほか、上記艇及び本案件について、「自分が説得してやっと実現したものだ。それを、できあがったら自分（外務省）の手柄だなんて考えてもらっては困る。」などと述べた。

その際、同議員は、コンサルタント会社である寒地港湾センターの下請けを

東京に本社がある日本工営がしていることに激こうし、「自分は以前から四島住民支援には根室等地元の企業を使えと何度も言ってきた。それにもかかわらず、日本工営のような東京の大手コンサルタントを使うとはどういうことだ。」「北方領土返還運動の地元の関心を維持するためにもこういう工事くらい地元企業に引き受けさせるくらいの配慮があってもいいだろう。」などと声を荒げて本案件の施工に地元業者を使うよう強く要望した（別添5参照）。

そこで、翌12日、寒地港湾センター、日本工営、欧亜局、支援委員会事務局が集まって棧橋基本構造の検討及び工事施工方法の検討を行った際、欧亜局関係者は、同議員から地元業者の参加機会拡大についての強い要望が出たことを説明し、その実現の可能性について協議した。これに対し、寒地港湾センター職員からは、根室では該当者数が2、3社であるのみならず、根室・釧路地域においても起重機船を有している業者はおそらく皆無であるなどの回答がなされた。

(ii) 平成9年12月19日、鈴木議員の上記要望を踏まえ、欧亜局関係者及び支援委員会事務局職員は、寒地港湾センター及び日本工営と入札参加資格についての協議を行ったが、その際、業者側からは、入札参加資格を地元のみ縛ることは北海道開発局でも前例がなく不可能と思われるとの意見が出たほか、具体的な入札参加資格として、積雪寒冷地である道東地域における豊富な施工経験を問うなどの条件を付けることが考えられる、現場説明会を工事現場にもっとも近い根室で実施することも、発注者の意図がより感じられてよいのではないかなどの意見が出された。

(iii) 欧亜局関係者及び支援委員会事務局職員は、上記業者の意見を踏まえて協議した上、平成10年1月19日、鈴木議員を往訪し、入札参加資格として、一般的な資格条件以外に、技術重視の観点から、施工現場の自然環境等と類似する道東海域での豊富な施工経験を有すること、中小企業者の受注機会の拡大に配慮し、中小企業者については、3社以内の共同企業体（JV）の結成を認めること、厳しい工期と制約された施行条件の中で、確実に工事の完成が担保されるよう、入札参加希望者から予め施工契約書を提出させ、資材調達、船団構成、要員契約、安全対策等について審査すると共に、最近のゼネコン不況等の情報を考慮し、財務内容についても厳格に審査し、右に合格した者のみによる競争入札とする（公募型指名競争

入札) こと、入札説明会は、施工現場に近い根室市において行うことなどが記載されたペーパーを同議員に手交してその内容を説明した。同議員は手交されたペーパーに鉛筆でアンダーラインを引きつつ全文に眼を通した上で、「わかった。結構である。」と述べて、これを了承した(別添6参照)。

これを受けて、支援委員会事務局は、「北海道東部周辺海域の気象、海象条件を熟知するとともに、同海域において海上工事の施工実績を十分有する者」などと一部表現を変更したほかは、入札参加資格を上記ペーパーと同内容とした。

(iv) さらに、平成10年1月30日、欧亜局関係者が鈴木議員を訪問した際、同議員は、同人に対し、地元業者へ仕事が落ちるよう配慮したものとするよう言って来ている、支援委員会事務局なり支援室なりが入札手続に関する規則云々と融通の利かないうるさいことを言っているとしたり我慢ならないなどと非難した。

(v) 上記のとおり、鈴木議員は、本案件の入札参加資格決定に深く関与していた。一国会議員(当時北海道・沖縄開発庁長官)が自己の影響力を行使して、その変更を求める等細部にわたり、入札参加資格決定過程における関与が行われたことは異常であり、社会通念上あってはならないことである。また、上記欧亜局関係者が入札参加資格決定過程において同議員の意向に配慮しすぎたことは問題である。

なお、一連の経過について、同欧亜局関係者は、同議員とのやりとりをその都度上司に報告していたが、上司から特段の助言・指示を得ることはなかった。

c 受注に至る経緯

平成10年2月7日の新聞紙上に本案件の入札公告が掲載され、同月12日の入札説明会の後、同年3月6日に入札が行われて、JVを含む4団体が応札し、島田建設株式会社、真壁建設株式会社、株式会社濱谷建設のJVが落札した。この間の経緯について、今回の調査の範囲では、鈴木議員の関与は確認されなかった。

(ハ) 自航式艇「希望丸」、「友好丸」建造工事

平成10年に供与された国後島住民向け自航式艇「希望丸」に関し、コンサルタントの選定や入札参加資格の決定について、今回の調査の範囲では、鈴木議員の関

与は確認されなかった。しかし、平成9年12月11日、欧亜局関係者及び支援委員会事務局職員が、同月15日に行われる予定の国後島住民向け自航式艇「希望丸」の進水式の日程を説明するため、同議員を往訪した際、同議員は、同進水式の直前まで説明がなかったことに関し、「外務省は誠意がないよな。」などと述べたほか、上記国後島棧橋改修工事及び本案件について、「自分が説得してやっと実現したものだ。それを、できあがったら自分（外務省）の手柄だなんて考えてもらっては困る。」などと述べた経緯がある。

また、入札資格審査段階で、地元企業も競争に参加させるべきとの政策的判断に基づき当初の審査基準を一部緩和したことを示唆する文書があるが、その経緯について、今回の調査の範囲では明らかにならなかった。

平成13年に供与された色丹島住民向け自航式艇「友好丸」に関し、コンサルタントの選定や入札参加資格の決定について、今回の調査の範囲では、鈴木議員の関与は確認されなかった。

(二) ディーゼル発電設備（色丹島、択捉島、国後島）設置

平成10年4月に行われた橋本龍太郎内閣総理大臣（当時）とエリツィン大統領（当時）の日露首脳会談において、橋本総理が、エリツィン大統領に対し、北方四島住民に対する電力分野における協力について支援を表明しており、本3案件は、いずれも上記日露首脳会談における支援表明に端を発するものである。

本3案件は、いずれも株式会社パシフィックコンサルタンツインターナショナルがコンサルタントとなり、三井物産株式会社が施工会社となっている。

コンサルタント選定については、一括して契約された色丹島・択捉島及び国後島の二種類の契約があり、事前調査等について、いずれもプロポーザル方式によりパシフィックコンサルタンツインターナショナルが選定された後、工事監理業務等については継続性の観点から同社と随意契約が締結されている。施工会社については、発電施設毎に一般競争入札が行われ、三井物産が落札した。

本3案件について、今回の調査の範囲では、鈴木議員の関与は確認されなかった。

なお、本件に関連して、入札に当たって入札説明会への出席が義務付けられていることや、公告から入札説明会、説明会から入札までの期間が短すぎることに對

する批判がある。これらの点について、関係者からは、ロシアの不法占拠という特殊な状況下にある北方四島における作業条件を十分に理解してもらうためには説明会への出席が必要不可欠である、気象条件が厳しく10月下旬以降しけが多く発生するため四島への渡航及び四島での作業が極めて難しいとの事情を踏まえれば、十分な工期を確保するためには、いきおい入札までの日程が短くならざるを得ないと説明があった。

(ホ) 燃料支援

平成11年7月24日、鈴木内閣官房副長官（当時）は、国後島訪問に際し、同島住民及び色丹島住民向けにディーゼル燃料2000トンを供与する旨表明した。

色丹島に出張した欧亜局関係者は、同月27日に同島が完全に停電し、燃料事情が相当深刻な状態にあるとの報告を行った。色丹島におけるこのような深刻な状況を受けて、同月28日、上記ディーゼル燃料2000トンのうちの第一次供与分としてディーゼル燃料250トン（予定価格2500万円）を同島に供与することが決定され、根室市の8業者を指名しての指名競争入札が行われた。なお、支援委員会事務局会計処理規則（第11条の2（3））によれば、「予定価格が2500万円を超えない工事若しくは、製造又は予定価格が2500万円を超えない加工、修理若しくは物件の購入をするとき」は、事務局長の判断で指名競争入札に付することが出来るとされている。

その後、残余分として、同年9月に国後島住民向けディーゼル燃料750トンが、また、同年12月に色丹島住民向けディーゼル燃料1000トンがそれぞれ一般競争入札で調達されている。

上記のディーゼル燃料の調達過程について、今回の調査の範囲では、鈴木議員の関与は確認されなかった。

(3) 支払い

支援委員会事務局は、毎年行われている監査法人による監査においても問題を指摘されたことはなく、今回の調査でも、調査の対象となった一連の支援案件の金の流れについては不正は見あたらなかった。

なお、支援委員会事務局は、国内企業との契約である以上、当然消費税を支払う

べきものと理解し、基本的に消費税を加えた額で契約を行っていた。法律上支払う必要のなかった消費税分については、支援委員会事務局が返還請求を行う可能性も含めて、早急に調査・検討すべきである。

4. おわりに

先般発表された川口大臣の「開かれた外務省のための10の改革」の中でも筆頭課題として言及されているように、外務省としては、幅広く謙虚に外交や外務省に関する意見に耳を傾けるべきではあるが、同時に不適切なものについては、毅然としてこれを排除し、国会議員との間で新しい関係を築く必要がある。こうした点は、先に立ち上げられた外務省改革のための「変える会」において、早急に検討されるべきである。

また、北方四島住民支援に関し、透明性を高め、適正さを一層確保出来るような制度の改善策を早急に作成し、実施することが必要である。

特に、支援委員会事務局の入札関連規則の整備等を早急に図る必要がある。

国後島
関係者
限リ

・欧支局長

・ロシア課長

・宇山前所

秘密指定解除

(別添1)
秘
無期照

国後島緊急避難所兼宿泊施設（メモ）

99年5月28日

欧支 渡辺

1. 27日、国後島緊急避難所兼宿泊施設の入札公示の内容に関し、鈴木官房副
長官を渡辺欧支長が往訪したところ概要次の通り。

（当方）6月初頭に道新等に入札説明会の案内を掲載するべく、現在、その内容
を詰めているところであるが、一番頭を痛めているのは、入札参加資格のところ
である。入札参加を「北海道に本社を有する者」に限る点をご相談させて来た通
り既定路線であるが、その先、入札に参加できる会社の規模をどこまでとするか、
中小企業者への配慮をどうするかで頭を痛めている。

とりあえずの支援委員会事務局の考えとしては、道開発局基準でBランク以上
という基準を設定すれば道内で約200社が対象企業になることがわかっている。
これに「資本金1億円、従業員100名以上」という「支援委員会事務局内規」
を加味すればどれくらいの数に絞り込めるかを調べているところである。ちなみ
に道開発局基準としてAランク以上とすると5社のみで、この5社はいずれも札
幌の大手である。

工事発注者側の立場として、中小企業者への配慮については重視したいものの、
他方で、ある程度の規模の信頼性のある会社に絞りたいという気持ちも強い。ま
た地元根室の会社にも入札の門戸が開かれているかという点も配慮する要がある。

（先方）道開発局基準のBランクで該当企業が200社程度というのは知っている。
そもそも200社もいないだろう。多すぎる。根室管内には旧島民が多数
居住している。いっそのこと地域を北海道内ではなく根室管内に限定してどうか。
根室管内にはB以上は何社か？

（当方）入札参加資格ということで、これまでは「北海道内の業者」ということ
で準備を進めてきたが、これを更に根室管内と限定するという点については持ち
かえて検討させて頂きたい。例えば根室管内ではなく道東ということでは如何
か？

（先方）それはやはり根室管内だろう。

2. 上記やりとりの後、支援委員会事務局にて、根室管内のBランク以上の会社を

調べたところ1社しか該当企業がないことが判明した（別紙参照）。

また、支援委員会事務局幹部よりロシア支援室に対し、北海道内の新聞に掲載する入札公示書に、旧島民が多数居住しているとの理由のみで入札参加資格自体を「根室管内」と限定することは避けたいとの強い意向が寄せられた。旧島民は道内の根室管内以外の地域にも居住しており、何故、参加資格自体を「根室管内」に限定するのかと詰問された場合等々、事務局としてとても持ちこたえられないとの理由からである。

3.そこで、現在、以下の案で上げてみることを事務局と共に検討中である（来週早々にも説明に行く予定）。この案のポイントは、入札参加資格は「北海道内」としつつも、施工実績のところを「根室管内において施工実績を十分有する者」として、入札資格審査の段階で実質的に地元の業者が有利なように配慮することである。また中小企業者への配慮については、中小企業同士の連携（JV）を認めることで入札参加の敷居を越えられるようにする（但し今回JVを認めることで工期が若干遅れることについてはご了解を頂く要があり、本年は四島交流訪問団が施設を使用することは出来なくなる）。

[競争入札参加資格案]

- ・ 北海道に本社を有する者であって、本施設の主たる利用者となる旧島民、返還運動関係者が多数居住し、気象条件が国後島に近似する根室管内において施工実績を十分有する者であること。
- ・ 当該工事の施工に関する技術及び技術者を有する者であって、指定する期間内に確実に給付条件を完了できる者であること。
- ・ 十分な実績を有する海上運搬業者との連携が出来る者であること。
- ・ 中小企業者の受注機会の拡大に配慮し、中小企業者については3社以内による特定建設工事共同体（JV）の結成を認める。
- ・ 最新の経営事項審査における「建築」の総合評定が単体又はJVのいずれの場合においても1200点以上の者とする（下記注参照）。

（ロシア支援室注：1200点以上は道開発局基準のAランク以上と同義であることから、単体で参加できるのは札幌の大手5社に限定される。それ以外の業者は何らかの形でJVを形成する要がある）。

渡辺富長 殿 宇山首尾 殿

平成 11年5月27日
文接委員会事務局

投審管内:

- (1) B ランク 1社のみ (渡辺建設工業) 所在地: 根室市
資本金: 7,150 万円 従業員数: 44 名
- (2) 資本金 1 億円 以上 該当なし

ご参考:

北海道内:

- (1) B ランク 200 社 以上
- (2) B ランクのうち、資本金 1 億円以上・従業員数 100 名以上に該当するもの 7 社
 - ① 勇建設 (札幌市) ② 荒井建設 (旭川市) ③ 宮坂建設工業 (帯広市)
 - ④ 森川組 (函館市) ⑤ 松本組 (函館市) ⑥ 加藤組土建 (函館市)
 - ⑦ 石山組 (札幌市)

(3) A ランク 5 社

(4) 事務局希望 (案)

道内で A ランクの 5 社及び B ランクのうち、資本金 1 億円・従業員数 100 名以上の 7 社 (合計 12 社) を対象とする。

この場合は、工事実施について信頼できると思われま

以 上

ちなみに根釧地区ということであれば
Bランクは 3社
また道東ということであれば
Bランクは 4社

秘密指定解除

秘
無 加 限

決 裁 書

| | | |
|---|--|-------------------------------------|
| 大 臣 秘書官 政務次官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長 | 主 管 | 保 存 期 間 |
| | 欧 亞 局 長 審 議 官 審 議 官 ロシア支援室長 首席事務官 総務課長 | 1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年) |
| | | 起案 平成 11 年 (月) 日 決裁 平成 年 月 日 |
| | | 姓 名 電話番号 八重樫 2756 [Redacted] |

協 議 先

ロシア課長
 有 庫
 総務課長
 毛利 補佐

下記の件に関し、決裁を求めます。(関係文書別添)

件 名 北方四島の主権支援 (集会所兼宿泊施設等の設置)
 設計・施工監理業者及び施工業者の選定

平成11年度北方四島住民支援（集会所兼宿泊施設の設置）
設計・施工監理業者（コンサルタント）及び施工業者の選定について

平成11年1月

ロシア支援室

1. 経緯

(1) 四島住民支援の枠組みで設置されてきたプレハブ施設については、その設計・施工監理に当たるコンサルタントを、特段の地理的条件（例えば「北海道に本社又は支社を有する」という条件）を付すことなく、一定の技術的条件を満たすコンサルタントを選定してきた。

他方、施工業者については、「北海道に本社、支社又は営業所を有する業者」を対象とした一般競争入札にて選定してきた。（「支社又は営業所」というところで東京ベースの大手業者が入札に参入可能）

（別添1：これまでの受注業者一覧）

(2) 来年度の四島住民支援の一環として、集会所兼宿泊施設の設置を予定しているところ（実施決裁書：別添2）、本件については種々の観点より北海道の企業を使うことの重要性が各方面より指摘されている（別添3参照）。

2. 基本的考え方

(1) 本件施設は、基本的には、緊急人道支援の一環として四島住民に供与されるものであるが、他方、我が方四島交流団等の宿泊施設、集会所としても利用されることが期待されるものである。元島民が最も多く在住する北海道の企業がこのような施設の設置に携わることは、道内における北方領土返還に向けた機運を維持、向上させるという政策的な観点から有意義であると考えられる。

(2) また、本件施設は、多数の者が宿泊することが想定される施設であることから、居住性が従来のプレハブ施設以上に要求されるところ、北方四島に地理的に近接し、同様の気象条件の下にある北海道における業務経験がより深い道内企業が本件施設の設置に携わるのが適当かつ合理的であると考えられる。

内企業が本件施設の設置に携わることが適当かつ合理的であると考えられる。

3. 対処方針

(1) 本件施設の事前調査及び設計・施工監理を行うコンサルタント

北海道内に本社、支社、または営業所を有し、かつ海外における同種の業務経験を有するコンサルタント（数社）から選定することとする。（指名競争~~方式~~）

なお、これまでの指名及び受注状況を勘案し、指名が特定の有資格業者に偏しないよう配慮する。

(2) 本件施設の施工業者

北海道に本社を有し、かつ本件事業規模に対応する業者より競争入札により選定する。

なお、万が一、北海道に本社を有さない業者からの照会がある場合には、「本件施設が四島交流関係者、旧島民の使用に供されることが多いこと等の事情に鑑み、北方領土問題の地元である北海道に対する政策的配慮から、今回の施設については、道内の業者の中から競争入札を行うこととした。」との応答を行うこととしたい。

(参考) 今後の作業日程（案）

| | |
|--------|---------------|
| 1月下旬～ | コンサルタント選定業務開始 |
| 4月中下旬 | コンサルタント契約 |
| (5月上旬～ | 現地事前調査) |
| 6月中旬 | 工事入札公示 |
| 6月下旬 | 工事入札説明会 |
| 7月上旬 | 資格審査 |
| 7月中旬 | 入札 |
| 7月下旬 | 施工業者契約 |
| (9月上旬～ | 現地施工) |

(7)

事務局長

事務局次長

第一事業部長

岩本職員

山中よ

政支

戻り

写し

国後島緊急避難所兼宿泊施設建設工事に係る日本工営との面談メモ(その5)

99年11月2日

支援委員会事務局

日 時：平成11年11月2日(火) 17:25~18:00

場 所：支援委員会事務局 会議室

出席者：(先方) 日本工営株式会社 地域計画部 山田部長

(当方) 支援委員会事務局 林次長、植原第一事業部長、岩本

(オブザーバー) 外務省ロシア支援室 宇山首席事務官

要 旨：昨1日午後以降、先方が更に社内で事実関係を確認した結果、当方を往訪越し、報告・説明したところ、要旨は以下のとおり。

1. 事実関係の確認結果

- (1) 石井が日揮に話を持ち掛けたのは、5月24日であり、アドバイザーとしての参加を持ち掛けた由。
- (2) 石井が日揮からの「ある人物を紹介したい」との呼び掛けにより、日揮の菊池氏及び箱田氏に同行し釧路を訪れたのは、6月3日である。行き先は鈴木議員事務所であり、宮野秘書を紹介された。そこにはTBIジャパンの小野氏がいて、また、宮野秘書からは渡辺建設の渡辺及び犬飼建設の犬飼の両社長がいて、両社長を紹介された。
- (3) 4月15日に渡辺前ロシア支援室長からの「入札参加資格は北海道に本社を置くものを念頭にしている」というコメントに対し、石井が最初に作成した入札公告案では「北海道」を「道東」したことについて、本人は記憶にないとのこと。また、最初の公告案については、石井ではなく「モリオカ」が担当していたようで自分の手元がない。また、「モリオカ」は現在タイに出張中である。(右に対し、当方より、その都度議事録を工営側で作成しているので確認は可能であると指摘。)
- (4) 業者の選定に関し、石井が日揮とJV2社となるであろうとの印象を持ったのは、6月3日に関係者が会合した時点のようである。その他に関係する業者としてはハウス(当方注：プレハブのこと)メーカーがあり、小松ハウス、ホクリョウ及び西條の3社が考えられたようである。

2. 事業費について

(当方より、工嘗作成の事業積算書について、当初想定したゼネコンのみならず、日揮が早い時期より関係していたことを石井氏が承知していたことから、日揮が加わることで適正な事業費積算よりも水増しされている可能性もあり得る。については、工嘗において提出された事業費積算書を適切な方法で再検証していただきたいと述べたのに対し、)山田部長は、工嘗としてはどのようにしたら客観的な説明をでき得るか悩ましいが努力する旨述べた(また、当方からは、右については早期に、できれば今週中に途中経過でも連絡願いたい旨のべたところ、先方了承)。

3. その他のやりとり

- (1) (当方より、工嘗内の業務の流れとして、石井氏が承認すれば外部に資料を提出できるのか、あるいは山田部長がすべて目を通した上で外部に提出されるのかと質問したのに対し、)自分と石井では専門分野が異なるため、自分がすべてを理解した上で提出されるとは限らない。但し、手法として要点数字の管理及び大枠での管理を行っている。(当方注:山田部長は建設部門技術士、石井氏は建築士。)
- (2) (当方より、工嘗内部は設計とコスト積算との部門は分離されているのか質問したのに対し、)組織上は分離している。
- (3) また、当方より、石井氏は現在別案件に携わっているようだが本件落着を第一と考えて尽力願いたい旨申し入れたところ、先方了承。

以上



平成11年12月28日

支援委員会事務局長 末澤昌二 様



国後島緊急避難所建設関連業務に係るお詫び

拝啓 寒冷の候、貴委員会ますますご清栄の段、お慶び申し上げます。また、日頃は格段のお引き立てをいただき、まことにありがとうございます。

このたび、貴委員会より契約頂きました国後島緊急避難所建設関連業務におきまして、貴委員会始め関係方面に多大なご迷惑をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

日頃より業務情報の機密性について教育して参りましたが、事情の如何を問わず工事入札以前に関連情報を外部に漏らしたことに關し深くお詫び申し上げます。

今後は再びこのような不始末を繰り返さないよう、固くお誓い申し上げるとともに、一層社内教育を徹底させる所存であります。何卒ご寛容のほどお願い申し上げます。

敬具

。24-配布

秘密指定解除



報告・供覧

| | | |
|--|--|-------------------------------------|
| 大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長 | 主 管 | 保 存 期 間 |
| | ・ 欧亞局長 ・ 審 議 官 ・ 参 事 官 1101111111 1101111111 | 1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年) |
| | | 起案 平成 9年12月11日 完結 平成 年 月 日 |
| | | 起業者 電話番号 八重松 2754 |
| 回覧先 ・ 国会担当参事官 ・ 総務課長 ・ 会計課長 | ⑫ ・ ロシア課長 | SCC |
| 下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。 | | |
| 件 名 北方四島住民支援 (鈴木長官の発言) | | |
| (別紙の要点等) 鈴木北海道・沖縄開発庁長官は、北方四島住民支援の実施に根室等地元の業者を使うよう強く要請 | | |
| GA-7 (昭和63. 4. 1改正) | 外務省 | 回覧番号 |

11日、安部NIS支援室長が鈴木宗男北海道・沖縄開発庁長官を往訪し、別紙を手交の上、国後島住民に供与される舢（はしけ）の進水式（15日の予定）及び対ロシア技術支援の当面の方針を説明した際の先方の発言の概要以下のとおり。（八重樫欧支首席、末沢支援委員会事務局長同席）

1. （進水式の直前まで説明がなかったことに関し）

外務省は誠意がないよな（注：本件を説明するために鈴木長官の秘書に以前よりアポイントを申し込んでいたが、先方より返事がなかったため、説明が遅れた）。この舢にしても棧橋（注：明年予定している国後島の船着場の改修工事を指す）にしても、君らが知恵を出した話じゃない。外務省が「政経不可分、政経不可分」といっていやがっているのを自分（鈴木長官）が説得してやっと実現したものだ。それを、できあがったら自分（外務省）の手柄だなんて考えてもらっては困る。行革の過程で自分（鈴木長官）がどれほど苦勞したか知っているだろう。自分（鈴木長官）は、外務省のシンパだからな。

（これに対し当方より、「説明が遅れたのは、申し訳ない。今後はより頻繁にご説明に伺わせていただきたい。」旨述べた。）

2. （国後島の船着場補修工事のためのボーリング調査（本年秋実施）の実施団体、業者に関し、支援委員会事務局が、寒地港湾センター（札幌にある運輸省認可法人）と契約し、同センターが下請けとして日本工営と契約したことに関し）

自分（鈴木長官）は、以前から四島住民支援には、根室等地元の

企業を使えと何度も言ってきた。それにもかかわらず、日本工営のような東京の大手コンサルを使うというのはどういうことだ。

(当方より、事務局の契約相手は、寒地港湾センターであるが、同センターは、本件調査の厳しい実施条件の中で信頼して仕事を依頼できる相手としては日本工営が最適であるということで同社を選定したと理解している旨説明。) それは、すべて一括して調査を頼むから、全部こなせるのはどうしても大手のコンサルということになるに決まっている。もっと作業を分割して頼めば、地元の企業でも十分対応できるはずだ。地元は、四島交流の受け入れのために一生懸命金を集めてやっている。そのためにNIS支援室から補助が出ているわけではない。北方領土返還運動の地元の関心を維持するためにも、こういう工事ぐらい地元企業に引き受けさせるくらいの配慮があってもいいだろう。それを東京から日本工営がやってきたんでは、地元は「何だ」という気になってしまう。(当方より、四島住民支援実施を巡る厳しい条件の中で確実な作業を行う必要性、契約の公正性の確保等も指摘の上、今後予定されている船着場改修の本体工事発注の際には、御発言の趣旨も踏まえ対応していきたい旨述べおいた。)

(なお、最後に、NIS支援室の来年度予算要求の全体に関する資料を送付してほしい旨の依頼があった。現在先方に提出する資料を決裁中。)

(了)

国後島住民へ供与されるはしけ 進水式日程（案）

1. 進水式

日 時： 平成9年12月15日（月）
 午前11時30分から13時00分
 （最初に10分程度の簡単な船内視察）

場 所： 根室造船所敷地内

船 主： 支援委員会事務局 事務局長 末澤 昌二

船 名： 希望丸

船 種： 鋼製80トン型交通船（第4種船）

式次第：

- 一、開式の辞
- 一、命名の辞（事務局長が命名書を読み上げる）
- 一、神 事
 - 修祓の儀
 - 献饌の儀
 - 祝詞奉呈
 - 清 祓
 - 玉串奉奠（出席者全員）
 - 撤饌の儀
- 一、船主挨拶（事務局長）
- 一、来賓挨拶（鈴木長官）
- 一、本船概要説明（根室造船社長）
- 一、進水の儀
- 一、乾 杯（大矢市長）*欠席の場合は安部室長
- 一、閉式の辞

2. 昼食会 13時15分から14時30分
 （商工会議所ビル内 「ニューかおり」 ）

本船（自航式はしけ）の特徴

1. 一般

- (1) 本船は国後島の古釜布港を中心に、往復2時間以内で航行できる範囲内において、貨物及び旅客を搭載して航行する「自航式はしけ」（交通船）である。
- (2) 甲板・外板を十分厚くするとともに、フレーム（人間の肋骨に相当する）間隔を狭くするなど、航行区域の厳しい海象条件を踏まえて設計されている。
- (3) 機関等については寒冷地対策が十分になされている。
- (4) 操船上の安全を確保するために、主要な機器類にはロシア語による説明がなされている。
- (5) 旅客搭載時の安全確保のため、国内における厳しい規則を満足している。
- (6) 乗組員の居住環境にも十分配慮されている。（2段ベッド×2、ソファ、シンク、電気ストーブ2台を装備。断熱材を使用している。）

2. 主要要目

| | | |
|--------------------|------------|-----------------|
| (1) 主要寸法 | | |
| ・全長 | ----- | 約32m |
| ・幅 | ----- | 約7.5m |
| ・深さ | ----- | 約2.6m |
| ・喫水 | ----- | 約1.8m |
| ・総トン数（容積で船の大きさを示す） | ----- | 約82トン |
| (2) 技術的性能 | | |
| ・航海速力 | ----- | 約9ノット（時速約17km） |
| ・航続距離 | ----- | 約980km（2日半航続可能） |
| (3) 搭載人員 | 乗組員等 ----- | 9名 |
| | 旅客 ----- | 50名 |
| (4) 主機関（推進用） | ----- | 300馬力×1基 |
| 交流発電機 | ----- | 40kVA（32kW）×1基 |
| (5) 積載貨物 | ----- | 約100トン |

3. その他

- (1) ロシア仕様の電気機器が使用可能。
- (2) 船内に陸上電源受電設備を装備し、停泊中に発電機を起動せずとも船内への電源供給が可能である。
- (3) 航海レーダー、VHF無線電話を装備し運航の安全を図るとともに、船内電話を設置し、各室間の通信の便が配慮されている。

秘密指定解除

秘
無期限

報告・供覧

| | | |
|---|---|--|
| 大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長 | 主管 ・ 欧亜局長 入ミ ・ 審議官 入ミ ・ 審議官 NIS支援室長 首席事務官 総務班長 | 保存期間 1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年) 起案 平成10年1月19日 完結 平成10年1月19日 起案者 電話番号 2755 |
| | 回覧先 ・ ロシア課長 スミ 江崎補佐 (+2) スミ 〇 SCC スミ | |
| | 下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。 | |
| | 件名 鈴木大臣との会談メモ (北方四島住民支援について) | |
| (別紙の要点等) ・ 平成9年度才4回 北方四島住民支援 はしけの供与式日程の調整について ・ 平成10年度 北方四島住民支援 国後島 棧橋改修工事の入札参加資格について | | |

0
6
2
0
1

鈴木大臣との会談メモ

1. 日時：平成10年1月19日11時45分～55分

2. 場所：国会議事堂内控室

3. 出席者：鈴木大臣

安部NIS文芸室長、宗澤文芸委員会事務局長、石橋同等務局第一事業部長

4. 発言内容：

(冒頭、安部室長より、3点ほど御説明に伺いましたと前置きの上)、

- (1) (安部室長より、ハカマダ大臣の訪日中の日程と鈴木大臣による招宴日程について説明したことに対し)「わかった」と述べられた。
- (2) (続いて安部室長より、近く入札の公示を予定している、国後島橋樑改修工事に係る入札参加資格について、別添(案)を手交、大臣は右ページに鉛筆でアンダーラインを引きつつ全文に眼を通した上で)「わかった。結構である」と御了承。
- (3) (引き続き安部室長より、2月1日の群供与式の開催時刻は、何時頃が都合よろしいかと質問したのに対し、大臣よりロシアからの四島交流代表団来訪者の来日予定について質問されたので、安部室長より「1月28日～2月2日の予定で来訪します」と説明。続いて大臣より、「自分は午前中の方が都合が良い。朝9時ということにしてもらえないか」と御発言あり。これに対し、安部室長より、「では、午前9時から1時間程度ということで時間調整を図ります」旨答え、大臣は御了承。

(最後に安部室長より、群の供与式に関連し、2月1日までにロシア側の受入れ届認が来ないこともありうる旨説明したことに対し)「なんでロシア側が品物をもたらうのにOKをださないのか」「供与式の日程を先に決めておいて、(ロシア側の受入れ届認が)間に合わないというのはおかしな話ではないか。」と質問された。これに対し、安部室長より、「供与式日程は、四島交流代表団の訪日に組み合わせる事が好都合との事情がある。支援物資受入れについては、これまでも確認書の遅れがあったが、ロシアの人道支援物資の受入れを認定するビューローが、橋樑改修のあたりを受けて現在正常に機能していないことが主な原因である」旨、説明。(大臣は納得された様子)。

(以上)

1998. 1. 16

国後島枝橋改修工事入札参加資格について
(案)

標記工事の入札参加資格について、一般的な資格条件以外に、以下の要件を取り入れることと致したい。

1. 技術重視の観点から、施工現場の自然環境等と類似する道東海域での豊富な施工経験を有すること。
2. 中小企業者の受注機会の拡大に配慮し、中小企業者（注：「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づく、資本金1億円以下の会社並びに従業員数300人以下の会社）については、3社以内の共同企業体（JV）の結成を認める。
3. 厳しい工期と制約された施工条件の中で、確実に工事の完成が担保されるよう、入札参加希望者から予め施工計画書等を提出させ、資材調達、船団構成、要員計画、安全対策等について審査すると共に、最近のセネコン不況等の情報を考慮し、財務内容についても厳格に審査し、右に合格した者のみによる競争入札とする（公募型指名競争入札）。
なお、契約にあたっては別途履行保証措置を講じることを検討中。
4. 入札説明会は、施工現場に近い根室市において行なう。

以上

支援委員会について

1. 支援委員会とは

(1) 支援委員会は、市場経済への移行を目指すNIS諸国の改革を支援するため、日本政府とNIS各国政府との間で締結された「支援委員会の設置に関する協定」に基づき1993年(平成5年)1月に設置された国際機関である。事務局は東京に置かれている。支援委員会が実施する事業には、技術支援と人道支援があり、NIS諸国の様々なニーズに応えている。現在は、ロシア支援と北方四島住民支援が、支援委員会の事業の大部分を占めるようになっている。

(2) 支援委員会における日本国政府の代表は、在ロシア連邦大使及び外務省ロシア支援室長が務めている。事務局が東京に置かれていることから、実務的な面においては、ロシア支援室長が中心的に代表としての任務に携わっている。

(3) 事務局は、委員会の資金管理、調達等の業務を行っており、現在、事務局員は19名。

2. 支援委員会の事業の概要(対ロシア支援、北方領土住民支援)

(1) 技術支援：ロシアの市場経済への移行を促進するための支援

- 日本センター：市場経済を担う人材を育成する拠点としてのモスクワにニカ所、サンクトペテルブルク、ニジュニー・ノヴゴロド、ユジノ・サハリンスク、ハバロフスク、ウラジオストックに各1ヶ所、計7つのセンターを設置。貿易実務、企業財務、マーケティングなどの各種講座や日本との経済交流活性化の一助として日本語講座を実施。
- 専門家派遣・招聘：市場経済への移行を図る上で必要とされる人材等を育成するため、これまで中央政府、地方行政府、企業等よりさまざまな分野の専門家を招聘して研修を実施しているほか、我が国専門家の派遣を実施。

(2) 人道支援：生産低下、インフレ、社会保障・医療システムの崩壊等の社会問題に直面しているロシアの社会的弱者層を援助するため、医薬品、医療機器、食料品等を供与。

(3) 北方四島住民支援：困難な状況におかれている四島住民に対し、人道的な観点に加え、領土問題解決のための環境整備にも資するとの考えの下、人道支援を実施。これまで食糧、燃料、医薬品、プレハブ施設の建設、餅の供与、ディーゼル発電所施設の建設等を実施。

(7)

北方四島住民支援(支出額:年度別概数)

| 実施時期 | 項目 | |
|--------|--|----------|
| 平成3年度 | 食料品 | 25百万円 |
| 平成4年度 | 食料品、医薬品等 | 1億 5百万円 |
| 平成5年度 | プレハブ倉庫(国後島) 燃料、食料品、医薬品等 | 4億19百万円 |
| 平成6年度 | プレハブ倉庫(色丹島、択捉島) 食料品、医薬品等 | 4億53百万円 |
| 平成7年度 | プレハブ診療所(色丹島) 燃料、食料品、医薬品等 | 3億92百万円 |
| 平成8年度 | プレハブ教室(色丹島) 医薬品、食料品等 | 3億51百万円 |
| 平成9年度 | プレハブ診療所(択捉島) 自航式はしけ(国後島) 学用品等 | 4億69百万円 |
| 平成10年度 | 棧橋改修(国後島) 燃料、食料品、医薬品等 | 7億12百万円 |
| 平成11年度 | ディーゼル発電施設(色丹島) ディーゼル発電施設(択捉島) 緊急避難所兼宿泊施設(国後島) 燃料、食料品等 | 30億84百万円 |
| 平成12年度 | ディーゼル発電施設(国後島) 燃料、食料品、医薬品等 | 27億68百万円 |
| 合計 | | 87億78百万円 |

北方四島住民支援の流れ

